

特別養護老人ホーム帯広慈恩の里 運営規程

ユニット型指定介護老人福祉施設

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人真宗協会が開設するユニット型指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム帯広慈恩の里（以下「事業所」という。）が行う、ユニット型指定介護老人福祉施設サービスの事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するため、職員の配置及び管理運営に関する事項を定め、事業所に従事する者（以下「従業者」という）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な事業を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の従業者は、施設サービス計画に基づき、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者の居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことのできるよう、介護サービスの提供に努める。
- 2 事業の実施に当たっては、帯広市及び地域の保健、福祉、医療等関係諸団体との連携を図るよう努める。
 - 3 入居者との生活関係に留意し、質の高いケアを行うために、社会福祉法人真宗協会の経営理念に基づいて以下の考え方を大切に事業運営にあたるものとする。
 - (1) 信頼されるサービスの提供に努めます。(誠意と創意による選ばれるサービスの提供)
 - (2) 地域共生とネットワークづくりに努めます。(地域に求められる公益性と責務の実践)
 - (3) 法令遵守と透明性の確保に努めます。(コンプライアンスによる組織人の育成と個の尊重)

(事業所の名称、及び所在地)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名称 特別養護老人ホーム帯広慈恩の里
 - (2) 所在地 帯広市空港南町303番地1

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する介護福祉サービスの提供にあたる従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。ただし、利用者の処遇上必要と認めるときは、職種の定数を上回る職員を置き、又は一部職種については兼任又は兼務することができる。
- (1) 施設長（管理者） 1名（常勤）
事業所の経営、管理、入居者との施設利用契約、及びその他事業所の提供するサービスの全般的な管理を行う。
 - (2) 生活相談員 3名以上（常勤）
入居者及び家族の介護保険サービスの利用に関する相談、入居者の生活プログラムの調整等を行う。
 - (3) 介護職員 60名以上（常勤換算）
入居者の日常生活全般の援助、介護を行う。
 - (4) 看護職員 5名以上（常勤換算）
入居者の健康管理、嘱託医、及び医療機関との連携支援を行う。
 - (5) 機能訓練指導員 1名以上（常勤）
入居者の身体機能の維持、向上に必要な訓練指導を行う。

- (6) 管理栄養士 1名以上（常勤）
入居者の食事献立、食品の購入、調理指導等、給食全般に係る業務
入居者及びその家族の希望、医師の助言に基づき、従業者と協議の上、栄養ケア計画の作成を行う。
- (7) 介護支援専門員 2名以上（常勤）
入居者の要介護認定調査、ケアプランの作成等を行う。
- (8) 医師 3名（非常勤）
入居者に対して健康管理及び療養上の指導を行う。
- (9) 歯科衛生士 1名（非常勤）
入居者の口腔ケアに係る援助、介護職員への指導を行う。

(入居者の定員)

第5条 事業所の定員は100名とする。

- (1) 2階 50名（ユニット数 5ユニット ユニット毎定数10名）
- (2) 3階 50名（ユニット数 5ユニット ユニット毎定数10名）
- (3) 空床の範囲内において短期入所生活介護として利用することができる。

(指定介護老人福祉施設サービスの内容)

第6条 指定介護老人福祉施設サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 日常生活上必要な援助及び身体介護サービス
- (2) 食事提供サービス
- (3) 健康管理サービス
- (4) 機能訓練サービス
- (5) 相談及び助言サービス
- (6) レクリエーション、各種行事等サービス
- (7) その他必要とするサービス

(利用料等)

第7条 事業所が指定介護老人福祉施設サービスを提供した場合の入居者負担額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、次の項の合計額とする。

- (1) 指定介護老人福祉施設サービスの提供について厚生労働大臣が定める額の負担割合に応じた額
(法定代理受領サービス)
- 2 居住費、食費（料金表に記載の料金により支払いを受ける）
 - (1) 利用料として、居住費・食費
「居住費」及び「食費」については、国が定める負担限度段階（第1段階から3段階①②まで）の軽減措置が適応された場合は、負担限度額証に示す金額を負担する。
- 3 介護保険の給付対象とならないサービス
(別紙料金表に記載の料金によりご負担いただく)
 - (1) 理美容実費
 - (2) 貴重品管理費（1ヶ月 500円（消費税込み）労務費、事務費）
 - (3) レクリエーション活動等の実費
 - (4) 日常生活上必要となる諸費用実費
 - (5) 入居者が選定する特別な食事の提供に要する費用
 - (6) 前各号のほか日常生活において通常必要となるものであって、入居者に負担させることが適当と認められる便宜の提供
- 3 第7条2・3項による費用の徴収額は、社会福祉法人真宗協会と協議の上で定める。
- 4 前項の費用負担額については、入居者又はその家族に対して事前に入居契約書及び重要事項説明書に基づき説明した上で、支払いに同意を得なければならない。

(緊急時等における対応)

第8条 施設長等は事業の実施中に、入居者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかにその家族、及び主治医又は医療機関等に連絡し、適切な措置を行うものとする。

(施設サービスについての説明と同意)

第9条 指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ入居者又はその家族に対し、事業所の運営の概要、従事者の勤務体制、その他、入居者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書（重要事項説明書）を交付して説明を行い、サービスの内容等について同意を得る。

(身体拘束の取扱い)

第10条 事業所は、入居者の人権擁護、QOL（生活の質）の向上の観点から入居者に対する身体的拘束、その他行動を制限する行為の適正化に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、施設長は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者を指名する。

- (1) 事業所では、リスクマネジメント・高齢者虐待防止（身体拘束廃止）委員会（以下委員会）を設ける。その責任者は施設長及び委員長とする。
- (2) 委員会は、職員への研修の内容、身体拘束等適正化のための指針策定や変更、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討等を行う。なお、委員会はテレビ会議システム等を用いて実施することができる。
- (3) 職員は、年2回以上、定期的な研修を受講する。

2 入居者又は他の入居者等の生命、身体を保護する為に緊急やむを得ない場合には、記録に記載するなど、適正な手続きにより、身体等を拘束する場合がある。緊急やむを得ない場合の取扱いを下記のとおりとする。

- (1) 身体拘束を行う場合の手続き
 - ① 緊急やむを得ない理由（切迫性、非代替性、一時性）を満たす状況である場合にのみ身体拘束を認めこととする。この場合においても施設内における「リスクマネジメント委員会」により協議を行い決定する。
 - ② 身体拘束を実施する場合は、利用者本人又は身元保証人に対し説明を行い、書面において同意を得る。
 - ③ 必要最小限の方法、及び期間の実施とする。
 - ④ 身体拘束の実施に関する記録を作成する。
 - ⑤ 身体拘束の早期解除に向け、随時検討を行う。

(虐待防止に向けた体制等)

第11条 施設長は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、施設長は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者を指名する。

- (1) 事業所では、高齢者虐待防止委員会（以下委員会）を設ける。その責任者は施設長及び委員長とする。尚、リスクマネジメント委員会との関連性が高く、リスクマネジメント・高齢者虐待防止委員会（以下委員会）の複合委員会とする。
- (2) 委員会は、職員への研修の内容、高齢者虐待防止のための指針策定、虐待等の相談・報告体制、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討等を行う。なお、テレビ会議システム等を用いて実施することができる。
- (3) 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに十勝総合振興局市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、十勝総合振興局及び市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(秘密の保持)

- 第12条 事業所及び従業者は、サービスを提供するにあたって知り得た入居者又はその家族等に関する事項の正当な理由なく行う第三者への漏洩を禁じる。
- 但し、入居者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に入居者の心身等の情報を提供することがある。又入居者の円滑な退所等の援助を行う際には、居宅介護支援事業者等の関係機関に対し、入居者又はその家族等に関する情報を提供することがある。
- この場合、あらかじめ文書にて入居者及びその家族の同意を得る。

(非常災害対策)

- 第13条 施設長は、非常災害に備え、施設の点検整備、避難、救出訓練等を実施する。
- (1) 消火、避難警報その他防火に関する設備、及び火災発生の際の恐れのある箇所の定期点検。
 - (2) 地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等の実施。
 - (3) 前各号に掲げる事項の実施については、管理者が定める。

(施設利用の留意事項)

- 第14条 共同生活の場として快適に、且つ安全に生活して頂く為、下記の事項を規定する。
- 1 持ち込みの制限
利用にあたり、持ち込む物等について制限する場合がある。
 - 2 面会
面会時間は別に決めることとする。
来訪者は、従業者から入居者との続柄等について確認された場合、速やかに申し出る。
 - 3 外出、外泊
外出、外泊を希望される方は、事前に申し出を頂く。
 - 4 施設、設備の使用上の注意
①居室、設備、器具及び共用施設はその本来の用途に従って利用すること。
これに反し、万が一破損等が生じた場合は、賠償して頂く事がある。
②当施設の従業者や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を禁じる。
 - 5 喫煙
施設内すべての場所において喫煙を禁ずる。
 - 6 ペットの飼育
施設内へのペットの持ち込み及び飼育を禁じる。
 - 7 迷惑行為等
騒音や他の入居者の迷惑になる行為を禁じる。

(感染症対策)

- 第15条 事業所は、各種感染症対策について、施設内に設置する感染対策委員会を中心に協議、検討、実施、評価を行い、行政機関及び主治医等の医療機関の指示、指導の下、迅速、適切な対処を行うものとする。

感染対策委員会の役割

- ①施設内感染リスクの評価
過去の施設内感染リスクの評価としては、前年1年間（3年間）に施設で診断された各種感染症の把握を行い、これらの患者の中の代表例について、発病から診断、治療の過程を調査する。
- ②施設内感染対策指針に基づいた運用を行う。
- ③職員教育
感染対策委員会において、年2回の研修を実施する。
- ④構造設備と環境面の対策の立案、指示を行う。

⑤感染が発生した場合の指揮

施設長・委員長を中心に各委員により、各部署への周知、指揮を行う。

⑥地域における各感染症流行状況の把握に努める。

⑦施設内外の各感染症発生情報の収集、分析及び警戒警報の発令に努める。

⑧施設内感染対策の総合評価を行う。

⑨施設内感染対策を立案し、各部署での実施を指導、監督し実施状況の評価を行う。

(褥創の防止)

第16条 事業所は、褥創防止について施設内に設置する排泄ケア委員会を中心に協議、検討、実施、評価を行い、入居者の生命及び人権を尊重し、生活の質の向上を図り、褥創を作らない看護、介護を目指すものとする。

又、褥創予防の正しい知識とスキル、発生時の治療やケアの対策を統一的に行う事とする。

排泄ケア委員会の役割

①褥創発生時や危険性のある入居者について、褥創対策を検討し実施する。

②施設内の褥創が予測される入居者の選定を行う。

③褥創ができた場合の指揮

委員会を中心に各部署への周知、指揮を行う。

医療機関の指示に基づき、ケアプランや治療計画の指導、実施、確認を行う。

④各職員へ褥創予防や対策の意識向上、研修会の開催を行う。

(苦情の対応)

第17条 施設サービスに関する入居者および家族からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じ、その概要を入居者及び家族に説明する。

2 苦情を受け付けた場合には、苦情がサービスの質の向上を図るうえでの重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえサービスの質の向上に向けた取り組みを行う。

3 入居者またはその家族からの苦情に対して第三者委員会や市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査に協力するとともに、指導または助言を受けた場合には必要な改善を行う。

(ハラスメントの防止)

第18条 事業所は社会福祉法人真宗協会の「ハラスメント防止規程」に基づいた取り扱いを行う。職場におけるハラスメントの防止に関する必要な事項を定め、良好な職場環境の確保を定める。また、施設は労働契約法第5条により、職員に対する安全配慮義務を負っていることから、入居者及びご家族等からの過剰要求に対して、厚生労働省「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」に基づき対応する。

2 ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第19条 施設長は事故防止と再発防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、施設長は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者を指名する。

(1) 事業所では、リスクマネジメント委員会（以下委員会）を設ける。その責任者は施設長及び委員長とする。

(2) 委員会は、職員への研修の内容、事故発生防止の指針策定、事故報告の集計、分析及び改善策の周知等を行う。なお、テレビ会議システム等を用いて実施することができる。事故または事故に至る危険性がある事態が発生した場合に、発生の実態及びその分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備する。

(3) 職員は、年2回以上、事故発生防止に関する研修を受講する。

- 2 事故が発生した場合には、速やかに入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。届出が必要な事故については行政機関に届出をする。
- 3 事故の状況及び事故に際してとった措置についてこれを記録しなければならない。
- 4 施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(業務継続計画の策定)

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(協力医療機関等)

第21条 事業所は、入所者の病状の急変時に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定め、次の体制を構築します。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
 - (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認する。
 - 3 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるものとする。
 - 4 施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。
 - 5 施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び速やかに入所させることができるように努める。
 - 6 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定める。

附 則
この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成20年10月1日一部改正、同日から実施する。

附 則
この規程は、平成23年4月1日一部改正、同日から実施する。

附 則
この規程は、平成25年4月1日一部改正、同日から実施する。

附 則
この規程は、平成26年4月1日一部改正、同日から実施する。

附 則
この規程は、平成26年4月15日一部改正、同日から実施する。

附 則
この規程は、平成27年4月1日一部改正、同日から実施する。

附 則
この規程は、平成27年8月1日一部改正、同日から実施する。

附 則
この規程は、平成28年5月1日一部改正、同日から実施する。

附 則
この規程は、平成29年4月1日一部改正、同日から実施する。

附 則
この規程は、平成29年4月1日一部改正、同日から実施する。

附 則
この規程は、平成30年4月1日一部改正、同日から実施する。

附 則
この規程は、平成31年4月1日一部改正、同日から実施する。

附 則
この規程は、令和 元年10月1日一部改正、同日から実施する。

附 則
この規程は、令和 2年 4月1日一部改正、同日から実施する。

附 則
この規程は、令和 3年 4月1日一部改正、同日から実施する。

附 則
この規程は、令和 5年 4月1日一部改正、同日から実施する。

附 則
この規程は、令和 6年 8月1日一部改正、同日から実施する。